



AI の発明者性

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第58号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

近年、AI（特に、いわゆる「生成AI」）技術の発達により、人間がほとんど関与せずとも、文章、画像、音声、動画といった様々なコンテンツを生み出すことができるようになっており、その流れは年々加速しています。

この動きに伴って、これらのコンテンツについて、どのような知的財産権を認めることができるのか、その権利主体は誰とすべきか、といった議論も活発に行われています。

このような状況において、令和6年5月16日、現行特許法の解釈上、AIは発明者たりえない、とする注目すべき判決が言い渡されました。本稿では、速報として、本判決の概要等について解説いたします。

※全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・AIの発明者性

(<https://www.clo.jp/column/4264/>)

~~~~~  
【この記事に関するお問い合わせ先】

弁護士 佐々木 孝 ( [sasaki\\_t@clo.gr.jp](mailto:sasaki_t@clo.gr.jp) )

~~~~~  
※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) CHUO SOGO LPC

All Rights Reserved.
.....